**発電利用に供する**

**木質バイオマスの証明に関する事務手引き**

**基本文書及び様式編**

**令和７年４月１日**

文字が書かれている

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。

目　次

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範 1

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領 2

別紙１　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書 7

別紙２　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続） 8

分別管理及び書類管理方針書 9

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書 11

別紙３　事業者認定書 13

別紙４―（１）　流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書 14

別紙４―（２）　流通・加工段階における一般木質バイオマスの証明書 16

別紙５　間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告 18

別紙６　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書 21

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

日本集成材工業協同組合

制定　平成２４年１０月９日

改正　令和　７年　４月１日

　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく平成29年3月14日経済産業省告示第35号（以下「告示」という。）第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。」）（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

　この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行わなければ、調達価格等が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

　このようなことを踏まえ、日本集成材工業協同組合（以下「日集協」という。）は、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和４年度以降のFIT・FIP認定案件（1,000kW以上）については、ライフサイクルGHGの基準が適用されるところ、発電事業者によるGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

　　林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、日集協の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

（情報の公開）

　日集協は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表するものとする。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

日集協は、発電利用に供される木質バイオマスの利用に当たっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながら、これを推進することに努めるものとする。

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

日本集成材工業協同組合

制定　平成２４年１０月９日

改正　令和　７年　４月１日

第１　目的

本実施要領は、日本集成材工業協同組合（以下「日集協」という。）が平成２４年１０月９日に制定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第２　本実施要領に基づく認定の対象

１　林野庁が平成２４年６月１８日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

２　認定は、日集協の会員を対象する。

第３　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

　　認定を受けようとする事業者は、別紙１で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を日集協に提出しなければならない。

第４　審査及びその結果の通知

１　日集協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するとともに審査結果を通知するものとする。

２　審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第５（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

　　ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については、現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

３　団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

４　審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。

第５　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

　事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければなら

ない。

（分別管理）

1. 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
2. 入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（GHG関連情報の管理等）

国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

（書類管理）

①　間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

②　関係書類（証明書を含む。）を５年間保存することとしていること。

（責任者の選任）

　分別管理及び書類管理、また、GHG関連情報の管理等を行う場合はその業務について、責任者がそれぞれ１名以上選任されていること（注：兼任を妨げない）。

第６　事業者認定書の交付及び公表

１　日集協は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別紙３で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（２において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を日集協のホームページに公表するものとする。

２　事業者認定書の有効期間は、認定の日から３年とする。

第７　証明事項の記載

１　認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に事業者認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。

２　証明書の様式は、別紙４―（１）で定める「流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明」及び別紙４―（２）で定める「流通・加工段階における一般木質バイオマスの証明」又は既存の納品書等に別紙４―（１）、４－（２）と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第８　取扱実績報告及び公表

１　認定事業者は、別紙５で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年６月末までに、日集協に報告するものとする。

２　日集協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第９　立入検査

　日集協は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマス

の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、

日集協から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど、日集

協に協力しなければならない。

日集協は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

　なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第１０　認定事業者の取消し

１　日集協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

1. 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
2. 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
3. 日集協が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

２　日集協は、認定を取り消したときは、別紙６で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第１１　発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

　認定の継続を希望する認定事業者は、有効期限の満了する１ヶ月前までに、別紙２で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を日集協に提出しなければならない。

第１２　費用の負担等

　必要な経費が発生した場合には実費負担を求めることができるものとする。

附則　この実施要領は、平成２４年１０月９日から施行する。

附則　この実施要領は、令和７年４月１日から施行する。

別紙１

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

日本集成材工業協同組合

理事長　　　　　　　　殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

日本集成材工業協同組合の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

なお、今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１　創業年月、従業員数

1. 創業年月：　　　　　　　年　　月
2. 従業員数：　　　　　　　　　　名（臨時は除く）

２　集成材の主要生産品目、年間生産量

1. 主要品目：
2. 集成材生産量（㎥）：
3. 原木（丸太）入荷量（㎥）
4. ラミナ（ひき板）入荷量（㎥）

３　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（別添：適宜作成）

４　分別管理及び書類管理の方針

　　別添「分別管理及び書類管理の方針書」のとおり

【GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

「別添「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」のとおり）

別紙２

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

日本集成材工業協同組合

理事長　　　　　　　　殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　印

事業者認定番号：

日本集成材工業協同組合の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

なお、今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１　創業年月、従業員数

①　創業年月：　　　　　　　年　　月

②　従業員数：　　　　　　　　　　名（臨時は除く）

２　集成材の主要生産品目、年間生産量

1. 主要品目：
2. 集成材生産量（㎥）：
3. 原木（丸太）入荷量（㎥）
4. ラミナ（ひき板）入荷量（㎥）

３　過去３年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

４　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（別添：適宜作成）

５　分別管理及び書類管理の方針

　　別添「分別管理及び書類管理の方針書」のとおり

【GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

（別添「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」のとおり）

分別管理及び書類管理方針書

企業名

制定　令和　　年　　月　　日

本方針書は、日本集成材工業協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和　　年　　月　　日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

　本方針書は（企業名）　　　　　　　　　　　　において、原木、ラミナの加工及び集成材製造工程で発生するおが粉、端材等並びにそれらを原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

１　分別管理を適切に行うため、（氏名）　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

２　分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

１　原材料の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

２　原材料の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

３　チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

４　チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書を添付する。

５　チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

１　書類管理を適切に行うため、（氏名）　　　　　　　　を書類管理責任者として定める。

２　書類管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原材料消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

３　間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

４　証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保存する。

以上

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

企業名

制定　令和　　年　　月　　日

本方針書は、日本集成材工業協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和　　年　　月　　日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

　本方針書は（企業名）　　　　　　　　　　　　において、原木、ラミナの加工及び集成材製造工程で発生するおが粉、端材等並びにそれらを原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

１　分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

【分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理責任者として、●●●●（氏名）をGHG関連情報管理等責任者として定める。】

２　分別管理・GHG関連情報管理等責任者【分別管理責任者及びGHG関連情報管理等責任者】は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

１　原材料の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

２　原材料の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

３　チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

４　チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書を添付する。

５　チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

１　原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成２４年６月、林野庁制定）に定める業界団体等によるGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

２　GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

３　出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

４　入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

（書類管理責任者）

書類管理を適切に行うため、（氏名）△△△△を書類管理責任者として定める。

（書類管理）

１　書類管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

２　間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

３　証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

別紙３

事業者認定書

○○○○株式会社

代表取締役　○ ○ ○ ○ 殿

日本集成材工業協同組合の発電利用に供する

木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施

要領に基づき認定します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

　　　　 今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・

伝達に係る認定を含みます。

認定番号　　　　日集協バイオＹＹ第＃＃【－GHG】号

所在地

代表者氏名

有効期限　　　　令和　　年　　月　　日

令和　ＹＹ　年　　月　　日

日本集成材工業協同組合

理 事 長 ○ ○ ○　　印

別紙４―（１）

流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○　　　殿

（販売先）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

事業者認定番号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１．樹種

２．数量

３．GHG関連情報（GHG基準適用発電設備への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（原材料区分：林地残材等、その他伐採木）

（２）加工区分

　□チップ加工

□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（３）製品輸送区分

　トラック最大積載量：□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上

　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下

※　GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品（＝チップ、ペレット）の輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

（注）本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

別紙４―（２）

流通・加工段階における一般木質バイオマスの証明書

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○　　　殿

（販売先）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

事業者認定番号：

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１．樹種

2. 数量

３．GHG関連情報（GHG基準適用発電設備への国内木質バイオマス供給の場合）

（１）原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（原材料区分：ラミナ端材、集成材端材、カンナ屑など）

（２）加工区分

　□チップ加工

□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（３）製品輸送区分

　トラック最大積載量：□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上

　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下

※　GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品（＝チップ、ペレット）の輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

（注）本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

別紙５

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが

証明された木材の取扱実績報告

（令和　　年度分）

令和　　年　　月　　日

日本集成材工業協同組合

理事長　殿

日集協認定番号

事業者の名称

代表者の氏名

書類管理責任者名

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第８の規定に基づき、別紙のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

（別紙）

木質バイオマス取扱実績

|  |  |
| --- | --- |
| １．期間 | 令和　　年４月１日～令和　　年３月３１日 |
| ２．木材の取扱量（総数） | 原木（丸太）入荷量　　　　　　　　　　　　　㎥  ラミナ（ひき板）入荷量　　　　　　　　　　　㎥  集成材等出荷量　　　　　　　　　　　　　　　㎥  チップ・カンナ屑等発生量　　　　　　　　　　ｔ |
| ３．上記２のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの | 原木（丸太）入荷量　　　 ㎥  ラミナ（ひき板）入荷量　 ㎥  チップ・カンナ屑等発生量（①+②） 　　　ｔ  ①自社内消費量 　　　　　　　　　　ｔ  うち発電施設投入分 　　　　　　　　　ｔ  ②外部販売量　　　　　　　　　　　　　　　　ｔ  　うち発電事業者向け　　　　　　　　　　ｔ |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（丸太）入荷量　　　 ㎥  ラミナ（ひき板）入荷量　 ㎥  チップ・カンナ屑等発生量（①+②） 　　　ｔ  ①自社内消費量 　　　　　　　　　　ｔ  うち発電施設投入分 　　　　　　　　　ｔ  ②外部販売量　　　　　　　　　　　　　　　　ｔ  　うち発電事業者向け　　　　　　　　　　ｔ |
| ４．上記２のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの | 原木（丸太）入荷量　　　 ㎥  ラミナ（ひき板）入荷量　 ㎥  チップ・カンナ屑等発生量（①+②） 　　　ｔ  ①自社内消費量 　　　　　　　　　　ｔ  うち発電施設投入分 　　　　　　　ｔ  ②外部販売量　　　　　　　　　　　　　　　　ｔ  　うち発電事業者向け 　 　　　　　　　 　ｔ |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（丸太）入荷量　　　 ㎥  ラミナ（ひき板）入荷量　 ㎥  チップ・カンナ屑等発生量（①+②） 　　　ｔ  ①自社内消費量 　　　　　　　　　　ｔ  うち発電施設投入分 　　　　　　　　　ｔ  ②外部販売量　　　　　　　　　　　　　　　　ｔ  　うち発電事業者向け　　　　　　　　　　ｔ |

（注）

１．チップ・カンナ屑等には、丸太端材、ラミナ端材、集成材端材、樹皮等を含む。

２．チップ・カンナ屑等について、前年度の在庫がある場合は、チップ・カンナ屑等発生量に加算する。

別紙６

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

日本集成材工業協同組合

理事長　　　　　　　　印

御社については、令和　　年　　月　　日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第１０の規定に基づき、　　年　　月　　日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

１　事業者認定番号：

２　事業者の名称：

３　代表者の氏名：

４　事業者の所在地：

５　取消の理由